第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

（減損会計関係）

1．減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産

①　減損の兆候が認められた固定資産の概要　（単位：円）

用途	種類	場所	帳簿金額	兆候の概要
職員住宅	建物	神奈川県横浜市	74,949,759	職員住宅の使用状況が50％を下回っているため。

②　減損の兆候はあるが、減損の認識に至らなかった理由

該当する職員住宅は今後も使用する計画があり、継続的に営繕も行っているため、減損の認識には至りませんでした。

⑵　翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った固定資産

①　翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った固定資産の概要

用途	種類	場所
事務所	建物	福岡県北九州市

②　使用しなくなる日

第三期中期目標期間中（平成23年４月１日～平成27年３月31日）に使用を停止しますが、具体的な使用停止日は決定しておりません。

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンターが所期の事業目的を達成したため、第三期中期計画において、本事業のために所有していた当該資産の処分が決定されております。

④　将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

具体的な使用停止日が未定であることから、当該資産にかかる、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額は算定できません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当機構の資金運用は、国債等の取得並びに預金等独立行政法人通則法第47条各号に定める限定された方法による方針です。また、資金調達は、独立行政法人通則法第45条の規定により、中期計画に定めた限度額の範囲内で金融機関等からの短期借入金とする方針です。

未収債権等に係る顧客等の信用リスクは、当機構の債権等管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は保有しておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	14,542,635,507	14,542,635,507	—
⑵　未収入金	1,061,201,082	1,061,201,082	—
⑶　未払金	(2,009,526,121)	(2,009,526,121)	—

(注)　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑶　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（資産除去債務関係）

契約において原状回復が義務となる不動産賃借物件を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（不要財産国庫納付関係）

独立行政法人通則法第46条の２第２項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第２条の４第１項の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

不要財産の内容		帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付の方法	譲渡収入の額	国庫納付の額	国庫納付の年月日	減資額
建物	対日投資・貿易相談ワンストップセンター（愛媛）	106,929,392	建物の区分所有方式を終了し、第三期中期計画における重要な財産等の処分に関する計画に記載しているため	譲渡収入	43,500,000	43,500,000	平成25年12月27日	335,000,000
合計		106,929,392			43,500,000	43,500,000		335,000,000

（重要な債務負担行為）

該当する事項はありません。

（重要な後発事象）

該当する事項はありません。